

スライド条項の運用に係る取扱い

1. 全体スライドの運用について

1) 対象となる工事

(1) 運用基準日時点で施工中の工事

(2) 運用基準日以降に発注された工事

上記工事で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来高部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額が変動前残工事代金額の1.5%を超える工事

ただし、既に部分引渡をした工事の部分、部分払の対象となった出来高部分等については、全体スライドを適用できない。

2) 変動前及び変動後残工事代金額

変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき協議して定めるが、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定めて受注者に通知する。

また、全体スライドの請求は工事請負契約書(以下、「契約書」という。)第25条による請負代金額の変更を行った後再度行うことができ、この場合において「請負契約締結の日」とあるのは「直前の工事請負契約書第25条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。

3) スライド額の計算

スライド額 = { (変動後残工事代金額) - (変動前残工事代金額) } - 変動前残工事代金額の1.5%

2. 単品スライドの運用について

1) 対象となる主要な工事材料

発注者と受注者の個別協議に基づき、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材で、その資材ごとに工事の請負代金額に大きな影響(請負代金額の1%以上)を及ぼす資材

2) 対象となる工事

(1) 運用基準日時点で施工中の工事

(2) 運用基準日以降に発注された工事

上記の工事で「対象となる主要な工事材料」ごとの価格上昇に伴う増額分が対象工事費の 1 % を超える工事

ただし、既に部分引渡をした工事の部分、部分払の対象となった出来高部分等については、単品スライドを適用できない。

3) 請求手続き

(1) 申請時期

受注者が工期末の 2 ヶ月前までに請求すること。

ただし、周知期間を考慮した緩和措置として、工期末が平成 2 0 年 1 1 月 3 0 日以前の工事の請求は、その工事の工期終了の 1 0 日前までに請求するものとする。

(2) 請求書類の提出

様式 1 及び様式 1 - 1 により監督職員へ提出

(3) 証明書類の提出

請求時に実際に購入した対象材料の価格 (数量及び単価)、購入先、購入時期を証明する書類を提出すること。

燃料油についても、購入した価格 (数量及び単価)、購入先、購入時期を証明する書類の提出が必要であるが、証明書類の提出がなくても、やむを得ない範囲で単品スライドの対象とする。

ただし、設計数量に含まれていない現着単価で設定されている資材や機械の運搬に使用する燃料についての請求は、必ず証明書類を提出すること。

4) スライド額の計算で用いる単価

(1) 価格変動前の単価

設計時点における設計 (実勢) 価格を用いる。

(2) 価格変動後の単価 (実勢価格)

購入された月に基づく実勢価格を用いる。

ただし、実際に購入した購入金額の方が実勢価格よりも安い場合は、実際の購入価格を用いる。

複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均する。

燃料油について、購入数量が不明の場合は工期中の各月の平均とする。

5) スライド額の計算で用いる対象数量

(1) 設計図書に記載された数量

(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

6) スライド額の計算

スライド額 = { (B : 価格変動後の金額) (A : 価格変動前の金額) } - 対象
工事費の 1 %

対象工事費について、既済部分 (検査済) は対象から除く。

上記スライド額の計算は「対象となる主要な工事材料」ごとに算定すること。

A : 価格変動前の金額・・・設計時点での価格 × 対象数量 × 落札率 × 消費税

B : 価格変動後の金額・・・C : 変動後の実勢価格 × 対象数量 × 落札率 () ×
消費税

ただし、C : 変動後の実勢価格については、基本的には物価資料などに基づいた価格となるが、受注者が実際に購入した価格の方が安い場合は実際の購入金額を適用する。その場合には落札率は乗じない。

7) 請負代金額の変更額

請負代金額の変更額については協議して定めるが、協議開始の日から 1 4 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定めて受注者に通知する。

8) その他

その他の運用基準については、平成 2 0 年 6 月 1 3 日付け国土交通省施行の「工事請負契約書第 2 5 条第 5 項の運用について」、平成 2 0 年 7 月 1 6 日付け国土交通省大臣官房技術調査課他の「工事請負契約書第 2 5 条第 5 項 (単品スライド条項) 運用マニュアル (暫定版) 」及び平成 2 0 年 9 月 1 0 日付け国土交通省施行の「工事請負契約書第 2 5 条第 5 項の運用の拡充について」に準拠する。

3 . 協議開始日

全体スライド及び単品スライドの協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならないが全体スライド及び単品スライドの請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は協議開始の日を定めて、発注者に通知することができる。

4 . 施行日及び運用基準日

平成 2 0 年 1 0 月 1 5 日